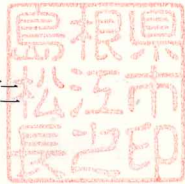


松江市告示第 63 号

審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 23 年松江市告示第 431 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<u>松江市審議会等の会議の公開に関する要綱</u> (趣旨) 第 1 条 この要綱は、松江市情報公開条例(平成 17 年松江市条例第 14 号。以下「条例」という。)第 30 条の規定に基づき、実施機関に置く<u>附属機関</u>及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)の会議<u>(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条又は第 3 条に規定する審査請求に係る審議を除く。)</u>を公開することについて、必要な事項を定めるものとする。 (会議開催の事前公表) 第 3 条 審議会等は、<u>次に掲げる事項について、会議を開催する日の 1 週間前までに</u> _____ 公表しなければならない。ただし、<u>緊急を要する場合</u> _____ は、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 議題 _____	<u>審議会等の会議の公開に関する要綱</u> _____ (趣旨) 第 1 条 この要綱は、松江市情報公開条例(平成 17 年松江市条例第 14 号。以下「条例」という。)第 30 条の規定に基づき、実施機関に置く<u>付属機関</u>及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)の会議 _____ _____ を公開することについて、必要な事項を定めるものとする。 (会議開催の事前公表) 第 3 条 審議会等は、<u>審議会等の会議が開催される</u> _____ 日の 1 週間前までに、<u>次に掲げる事項について、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 (4) 議題<u>及び公開・非公開の別</u>

(5) 公開又は非公開の別(非公開の場合は
その理由)

(6) 傍聴手続の方法及び傍聴定員(公開の
場合に限る。)

(7) 略

2 前項の規定による公表は、市ホームページ
への掲載により行うものとする

—。

(会議の開催結果の公表)

第8条 審議会等は、会議終了後速やかに、
会議の開催結果、会議資料及び会議録(当該
会議の全部又は一部が非公開である場合に
おいて、当該非公開事項の議事に係る部分
を除く。)について、

公表しなければならない。この場合におい
て、会議の開催結果として公表する事項は、
次に掲げるものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時及び開催場所

(3) 審議の概要

(4) 公開又は非公開の別(非公開の場合は
その理由)

(5) 傍聴者数(公開の場合に限る。)

(6) 問い合わせ先

2 前項の規定による公表は、市ホームページ
への掲載により行うものとする。

(5) 非公開の理由

(6) 傍聴手続の方法及び傍聴定員

(7) 略

2 前項の公表は、審議会等の会議
開催のお知らせ(様式第1号)によるものと
し、本庁及び支所の行政資料コーナーにお
いて閲覧に供するとともに、松江市ホーム
ページへの掲載及び報道機関への配布を行
う。

(会議の開催結果の公表)

第8条 審議会等は、会議終了後速やかに、
会議の開催結果、会議資料及び会議録(当該
会議の全部又は一部が非公開である場合に
おいて、当該非公開事項の議事に係る部分
を除く。)を、本庁及び支所の行政資料コー
ナーにおいて閲覧に供するとともに、松江
市ホームページへの掲載を行うことにより
公表しなければならない。

2 前項の開催結果の公表は、会議の開催結果
について(様式第2号)によるものとする。

(公開状況の公表)

第 9 条 市長は、審議会等の公開状況について、毎年 1 回、公表しなければならない。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。